

独立行政法人奄美群島振興開発基金における独立行政法人等 非識別加工情報の提供に関する要綱

制定 平成 29. 9. 1

(目的)

第 1 条 この要綱は、独立行政法人奄美群島振興開発基金個人情報保護規程第 28 条に基づき、独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「基金」という。）における独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する事項を定めるものである。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の意義は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 2 条及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第 2 条の定めるところによる。

(独立行政法人等非識別加工情報の作成及び提供等)

第 3 条 基金は、この要綱に従い、独立行政法人等非識別加工情報（独立行政法人非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下同じ。）を作成し、及び提供することができる。

2 基金は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために独立行政法人等非識別加工情報及び削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

3 前項の「削除情報」とは、独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この章において同じ。）から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

(提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第 4 条 基金は、基金が保有している個人情報ファイルが法第 2 条第 9 項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 第 6 条第 1 項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨
- (2) 第 6 条第 1 項の提案を受ける組織の名称及び所在地
- (3) 当該個人情報ファイルが法第 2 条第 9 項第 2 号（ロに係る部分に限る。）に該当するとき、第 9 条第 1 項において準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）

第 14 条第 1 項又は第 2 項の規定により意見書の提出の機会が与えられる旨

(提案の募集)

第 5 条 基金は、定期的に、保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に前条第 1 号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この章において同じ。）について、次条第 1 項の提案を募集するものとする。

2 前項の規定による提案の募集は、毎年度 1 回以上、当該募集の開始の日から 30 日以上の期間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

3 提案の募集に関し必要な事項は、あらかじめ公示するものとする。

(独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

第 6 条 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する独立行政法人等非識別加工情報をその事業の用に供する独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、基金に対し、当該事業に関する提案をすることができる。

2 前項の提案は、次に掲げる事項を記載した独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 4 章の 2 の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則（平成 29 年個人情報保護委員会規則第 2 号。以下「独法等非識別加工情報提供規則」という。）別記様式第 1 を基金に提出してしなければならない。

(1) 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にある場合は、その代表者の氏名

(2) 提案に係る個人情報ファイルの名称

(3) 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の本人の数

(4) 前号に掲げるもののほか、提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いる第 11 条第 1 項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項

(5) 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の利用の目的及び方法その他当該独立行政法人等非識別加工情報がその用に供される事業の内容

(6) 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間

(7) 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の漏えいの防止その他当該独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置

(8) 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報に関して希望する提供の方法

3 前項の書面には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

(1) 独法等非識別加工情報提供規則別記様式第 2（第 13 条第 2 項で準用する場合を含む。）

(2) 前項第 5 号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

(3) 提案をする者が個人である場合にあっては、その氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、番号法第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類の写しであって、当該提案をする者が本人であることを確認するに足りるもの

(4) 提案をする者が法人その他の団体である場合にあっては、その名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名と同一の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で提案の日前6月以内に作成されたものその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、その者が本人であることを確認するに足りるもの

(5) 提案をする者がやむを得ない事由により前2号に掲げる書類を添付できない場合にあっては、当該提案をする者が本人であることを確認するため基金が相当と認める書類

(6) 前各号に掲げる書類のほか、基金が必要と認める書類

4 前項の規定は、代理人によって第1項の提案を行う場合に準用する。この場合において、前項第1号から第3号までの規定中「提案をする者」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

5 代理人によって第1項の提案をする場合にあっては、独法等非識別加工情報提供規則別記様式第1に当該代理人の権限を証する書類を添えて行うものとする。

6 基金は、第2項又は第3項の規定により提出された書類に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、第1項の提案をした者又は代理人に対して、説明を求め、又は当該書面若しくは書類の訂正を求めることができる。

(欠格事由)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の提案をすることができない。

(1) 未成年者、成年被後見人又は被保佐人

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は法、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）若しくは行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(4) 第15条の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を解

除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者

(5) 行政機関個人情報保護法第44条の14の規定により行政機関個人情報保護法第2条第9項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第10項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者

(6) 法人その他の団体であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

(提案の審査等)

第8条 基金は、第6条第1項の提案があったときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- (1) 第6条第1項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。
- (2) 第6条第2項第3号の提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の本人の数が、1000人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
- (3) 第6条第2項第3号及び第4号に掲げる事項により特定される加工の方法が第11条第1項の基準に適合するものであること。
- (4) 第6条第2項第5号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
- (5) 第6条第2項第6号の期間が、第6条第2項第5号の事業並びに同号の提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の利用の目的及び方法からみて必要な期間を超えないものであること。
- (6) 第6条第2項第5号の提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第7号の措置が当該独立行政法人等非識別加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
- (7) 基金が提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を作成する場合に、基金の事務の遂行に著しい支障を及ぼさないものであること。

2 基金は、前項の規定により審査した結果、第6条第1項の提案が前項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、独法等非識別加工情報提供規則別記様式第3の通知書により、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 第10条の規定により基金との間で独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨
- (2) 納付すべき手数料の額
- (3) 手数料の納付方法
- (4) 手数料の納付期限
- (5) 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

3 前項の通知には、次に掲げる書類を添えるものとする。

(1) 独法等非識別加工情報提供規則別記様式第4 (第13条第2項で準用する場合も含む。)により作成した第10条の規定による独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込みに関する書類

(2) 前号の契約の締結に関する書類

4 独立行政法人等は、第1項の規定により審査した結果、第6条第1項の提案が第1項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、独法等非識別加工情報提供規則別記様式第5の通知書により、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第9条 個人情報ファイル簿に第4条第3号に掲げる事項の記載がある個人情報ファイルに係る第6条第1項の提案については、当該提案を当該提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている法人文書の独立行政法人等情報公開法第3条の規定による開示の請求と、前条第2項の規定による通知を当該法人文書の全部又は一部を開示する旨の決定とみなして、独立行政法人等情報公開法第14条第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「独立行政法人等は」とあるのは、「独立行政法人等 (独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。次項において同じ。)は」と、「その他政令で定める事項」とあるのは、「第6条第1項の提案の年月日、同項の提案に係る個人情報ファイルの記録項目並びに意見書を提出する場合の提出先及び提出期限」と、同条第2項中「その他政令で定める事項」とあるのは「第6条第1項の提案の年月日、第9条第1項において準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第14条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由、第6条第1項の提案に係る個人情報ファイルの記録項目並びに意見書を提出する場合の提出先及び提出期限」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する独立行政法人等情報公開法第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた同条第1項に規定する第三者が第6条第1項の提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の作成に反対の意思を表示した意見書を提出したときは、当該提案に係る個人情報ファイルから当該第三者を本人とする保有個人情報を除いた部分を当該提案に係る個人情報ファイルとみなして、本要綱第1条から第17条を適用する。

(独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結)

第10条 第8条第2項の規定による通知を受けた者は、第8条第2項及び第3項の書類を提出するところにより、基金との間で、独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

(独立行政法人等非識別加工情報の作成等)

第11条 基金は、独立行政法人等非識別加工情報を作成するときは、特定の個人を識別

することができない（個人に関する情報について、当該個人に関する情報に含まれる記述等により、又は当該個人に関する情報が他の情報と照合することができる個人に関する情報である場合にあっては他の情報（当該個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報その他の個人情報保護委員会規則で定める情報を除く。）と照合することにより、特定の個人を識別することができないことをいう。）ように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして次に掲げる基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

- (1) 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
 - (2) 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
 - (3) 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に基金において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）
 - (4) 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
 - (5) 前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること
- 2 前項の規定は、基金から独立行政法人等非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（独立行政法人等非識別加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載）

第12条 基金は、独立行政法人等非識別加工情報を作成したときは、当該独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 独立行政法人等非識別加工情報の本人の数及び独立行政法人等非識別加工情報に含まれる情報の項目
- (2) 次条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地
- (3) 次条第1項の提案をすることができる期間

（作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等）

第13条 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第1号に掲げる事項が記載された独立行政法人等非識別加工情報をその事業の用に供する独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、基金に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該独立行政法人等非識別加工情報について第10条の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該独立行政法人等非識別加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 第6条第2項及び第3項、第7条、第8条並びに第10条の規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第6条第2項中「次に」とあるのは「第1号及び第4号から第8号までに」と、「別記様式第1」とあるのは「別記様式第6」と、同項第4号中「前号に掲げるもののほか、提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用いる第11条第1項の規定による加工の方法を特定する」とあるのは「を特定する」と、第8条第1項中「次に」とあるのは「第1号及び第4号から第7号までに」と、同条第2項中「前項各号」とあるのは「前項第1号及び第4号から第7号まで」と、「別記様式第3」とあるのは「別記様式第7」と、同条第4項中「第1項各号」とあるのは「第1項第1号及び第4号から第7号まで」と、「別記様式第5」とあるのは「別記様式第8」と読み替えるものとする。

(手数料)

第14条 第10条（前条第2項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者は、基金の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

- 2 前項の手数料の額は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 第6条の提案は次に掲げる費用を合わせた額
 - イ 受付、審査、通知に要する事務費用として21,000円
 - ロ 独立行政法人等非識別加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
 - ハ 独立行政法人等非識別加工情報の作成を委託した者に対して支払う額（当該委託をする場合に限り。）
 - ニ 第9条第1項において準用する独立行政法人等情報公開法第14条第1項及び第2項の規定により意見書の提出の機会を与える同条第1項に規定する第三者1人につき210円（当該機会を与える場合に限り。）
- (2) 第13条第1項前段の提案は、当該独立行政法人等非識別加工情報について第6条の提案を行った者が支払った前号による手数料と同額
- (3) 第13条第1項後段の提案は、12,600円
- 3 基金は、前2項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

(独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の解除)

第15条 基金は、第10条の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する

契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。
- (2) 第7条各号(第13条第2項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

(安全確保の措置)

第16条 基金は、独立行政法人等非識別加工情報、独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに第11条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報(以下この条及び次条において「独立行政法人等非識別加工情報等」という。)の漏えいを防止するために次に掲げる基準に従い、独立行政法人等非識別加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 独立行政法人等非識別加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること
 - (2) 独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って独立行政法人等非識別加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
 - (3) 独立行政法人等非識別加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること
- 2 前項の規定は、基金から独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

第17条 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た独立行政法人等非識別加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- (1) 独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いに従事する役員若しくは職員又はこれらの職にあった者
- (2) 前条第2項の受託業務に従事している者又は従事していた者

(第6条第1項等の提案をしようとする者に対する情報の提供等)

第18条 基金は、第6条第1項又は第13条の第1項の提案をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に当該提案をすることができるよう、当該提案に資する情報の提供その他当該提案をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(基金における独立行政法人等非識別加工情報の取扱いに関する苦情処理)

第19条 基金は、基金における独立行政法人等非識別加工情報の取扱いに関する苦情の

適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

附 則

この要綱は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

別記様式

別記様式第1号

独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

独立行政法人奄美群島振興開発基金 御中

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所

(ふりがな)

氏 名

印

連絡先電話番号

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第44条の5第1項の規定により、以下のとおり独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。

1. 個人情報ファイルの名称
2. 独立行政法人等非識別加工情報の本人の数
3. 加工の方法を特定するに足りる事項
4. 独立行政法人等非識別加工情報の利用
 - (1) 利用の目的
 - (2) 利用の方法
 - (3) 利用に供する事業の内容
 - (4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間
5. 漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置

6. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

- (1) 提供媒体 CD-R DVD-R
(2) 提供方法 窓口受領 郵送

記載要領

1. 「個人情報ファイルの名称」には、独立行政法人奄美群島振興開発基金のホームページにおいて公表されている個人情報ファイル簿（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の5第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨が個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルに限る。以下同じ。）の「個人情報ファイルの名称」を記載すること。
2. 「独立行政法人等非識別加工情報の本人の数」には、提案をする者が提供を求める独立行政法人等非識別加工情報に含まれる本人の数（下限は千人）を記載すること。
3. 「加工の方法を特定するに足りる事項」には、独立行政法人奄美群島振興開発基金において具体的かつ明確に加工の方法を特定できる情報を記載すること。具体的には、個人情報ファイル簿に掲載されている「記録項目」のうち独立行政法人等非識別加工情報として提供を希望する記録項目名及び当該記録項目名ごとの情報の程度（例えば、記録項目が「住所」であれば「都道府県名のみ」とする。）を記載すること。
4. 「独立行政法人等非識別加工情報の利用」には、(1) から (4) までの事項を具体的に記載すること。また、(4) の「上記(3)の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに独立行政法人等非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
5. 「漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（独立行政法人等非識別加工情報編）」を踏まえて記載すること。
6. 「独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること。
7. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第2

誓 約 書

年 月 日

独立行政法人奄美群島振興開発基金 御中

(ふりがな)

氏 名

印

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第44条の5の規定により提案する者（及びその役員）が、同法第44条の6各号に該当しないことを誓約します。

記載要領

1. 役員とは、取締役、執行役、業務執行役員、監査役、理事及び監事又はこれらに準ずるものをいう。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

審 査 結 果 通 知 書

(提案者) 様

独立行政法人奄美群島振興開発基金
理事長 印

年 月 日付け「独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第44条の7第1項各号に掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

独立行政法人奄美群島振興開発基金理事長との間で独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2. に従って手数料を納付の上、個人情報委員会規則第8条第1項各号に掲げる書類を

年 月 日（必着）までに提出してください。

2. 手数料

- (1) 納付すべき手数料の額
- (2) 手数料の納付方法
- (3) 手数料の納付期限

3. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

4. その他

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第4

独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書

年 月 日

(独立行政法人等の長) 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所

(ふりがな)

氏 名

印

連絡先電話番号

年 月 日付け第 号の「審査結果通知書」を受領しましたので、独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第59号）の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

記載要領

1. 独立行政法人等非識別加工情報の利用に係る手数料は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の2の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則別記様式第3（第8条第1項関係）により通知した事項に従って納付すること。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第5

第 号
年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

(提案者) 様

独立行政法人奄美群島振興開発基金
理事長 印

年 月 日付け「独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第44条の7第1項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第3項の規定により通知します。

(提案が法第44条の7第1項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由)

記載要領

1. 「提案が独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の7第1項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第6

作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

独立行政法人奄美群島振興開発基金 御中

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所

(ふりがな)

氏 名

印

連絡先電話番号

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の12の規定により、以下のとおり作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業（又は事業の変更）に関する提案をします。

1. 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を特定するに足りる事項
2. 独立行政法人等非識別加工情報の利用
 - (1) 利用の目的
 - (2) 利用の方法
 - (3) 利用に供する事業の内容
 - (4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間
3. 漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置
4. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法
 - (1) 提供媒体 CD-R DVD-R
 - (2) 提供方法 窓口受領 郵送

記載要領

1. 「提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を特定するに足りる事項」には、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第44条

の11の規定により個人情報ファイル簿に記載された独立行政法人等非識別加工情報の概要を記載すること。

2. 「独立行政法人等非識別加工情報の利用」には、(1) から (4) までの事項を具体的に記載すること。また、(4) の「上記(3)の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに独立行政法人等非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
3. 「漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（非識別加工情報編）」を踏まえて記載すること。
5. 「独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること（法第44条の12第1項前段の提案をする場合に限る。）。
6. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第 号
年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

(提案者) 様

独立行政法人奄美群島振興開発基金
理事長 印

年 月 日付け「作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の12第2項で準用する第44条の7第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

独立行政法人奄美群島振興開発基金理事長との間で独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2.に従って手数料を納付の上、個人情報保護委員会規則第8条第1項各号に掲げる書類を
年 月 日(必着)までに提出してください。

2. 手数料

- (1) 納付すべき手数料の額
- (2) 手数料の納付方法
- (3) 手数料の納付期限

3. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

4. その他

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第 号
年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

(提案者) 様

独立行政法人奄美群島振興開発基金
理事長 印

年 月 日付け「作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の12第2項で準用する第44条の7第1項第号の基準に適合しないと認めるので、同条第3項の規定により通知します。

(提案が独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の12第2項で準用する第44条の7第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合しないと認める理由)

記載要領

1. 「提案が独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の12第2項で準用する第44条の7第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること

